

1 令和元年第3回定例会提出予定議案の説明

(6) 議案第87号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

資料1：川崎市水道条例の一部を改正する条例の概要

資料2：川崎市水道条例新旧対照表

資料3：関係法令（抜粋）

上下水道局

## 川崎市水道条例の一部を改正する条例の概要

### 1 水道法及び水道法施行令の一部改正の内容

#### (1) 水道法の一部改正の概要（法第25条の3の2）

指定給水装置工事事業者の指定について、これまで指定の有効期間が無期限とされていたが、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととされた。

#### (2) 水道法施行令の一部改正の概要

水道法第11条第2項に規定する給水人口の基準に係る規定が加えられたことに伴い、第4条が新設され、第5条が第6条に繰り下げられた。

### 2 水道条例の一部改正の内容

#### (1) 水道法の一部改正に伴う指定更新手数料の新設

第33条第1項第1号の次に、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料、1件につき10,000円を加える。

#### (2) 水道法施行令の一部改正に伴う所要の整備

第9条中「第5条」を「第6条」に改める。

## 川崎市水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市水道条例 昭和33年7月15日条例第18号 (構造及び材質)</p> <p>第9条 管理者は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>に規定する基準に適合していない場合は、当該給水装置に係る給水契約の申込みを拒み、又は当該給水装置がその基準に適合するまでの間給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者以外の者により給水装置の工事が施行された場合は、当該給水装置に係る給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令<u>第6条</u>に規定する基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p> <p>3 前2項の規定による政令<u>第6条</u>に規定する基準に適合していることの確認について必要な事項は、管理者が別に定める。</p> <p>(手数料)</p> <p>第33条 手数料は、次の種別に従い、申請の際、申請者から徴収する。</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者の指定手数料 1件につき 10,000円</p> <p><u>(2) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料</u> <u>1件につき 10,000円</u></p> <p><u>(3)</u> 給水装置の新設、改造（軽微な変更を除く。）及び撤去の工事の設計審査及び完成検査手数料 1件につき 9,500円</p> <p><u>(4)</u> 給水装置の構造及び材質の基準適合の確認申請手数料</p>	<p>○川崎市水道条例 昭和33年7月15日条例第18号 (構造及び材質)</p> <p>第9条 管理者は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第5条</u>に規定する基準に適合していない場合は、当該給水装置に係る給水契約の申込みを拒み、又は当該給水装置がその基準に適合するまでの間給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者以外の者により給水装置の工事が施行された場合は、当該給水装置に係る給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令<u>第5条</u>に規定する基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p> <p>3 前2項の規定による政令<u>第5条</u>に規定する基準に適合していることの確認について必要な事項は、管理者が別に定める。</p> <p>(手数料)</p> <p>第33条 手数料は、次の種別に従い、申請の際、申請者から徴収する。</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者の指定手数料 1件につき 10,000円</p> <p><u>(2)</u> 給水装置の新設、改造（軽微な変更を除く。）及び撤去の工事の設計審査及び完成検査手数料 1件につき 9,500円</p> <p><u>(3)</u> 給水装置の構造及び材質の基準適合の確認申請手数料</p>

改正後	改正前
<p>1 件につき 17,900円</p> <p>(5) 私設消火栓の消防演習立会手数料</p> <p>1 口 1 回につき 600円</p> <p>2 既納の手数料は、これを還付しない。ただし、管理者が必要があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>1 件につき 17,900円</p> <p>(4) 私設消火栓の消防演習立会手数料</p> <p>1 口 1 回につき 600円</p> <p>2 既納の手数料は、これを還付しない。ただし、管理者が必要があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p>

## 関係法令（抜粋）

## 1 関係法令

【水道法】水道法の一部を改正する法律  
新旧対照表（関係部分抜粋）

改正後	改正前
<p><u>（指定の更新）</u></p> <p><u>第二十五条の三の二 第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</u></p> <p><u>2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</u></p> <p><u>4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。</u></p>	<p>（新設）</p>

【水道法施行令】水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令  
 新旧対照表（関係部分抜粋）

改正後	改正前
<p><u>（法第十一条第二項に規定する給水人口の基準）</u>  <u>第四条 法第十一条第二項に規定する政令で定める基準は、給水人口が五千人であることとする。</u></p> <p><u>第五条</u>（略）</p> <p><u>第六条</u>（略）</p>	<p>（新設）</p> <p><u>第四条</u>（略）</p> <p><u>第五条</u>（略）</p>

2 施行期日

令和元年10月1日